

青少年問題協議会専門委員からの質問への回答

資料 1	令和4年8月29日
	第31期青少年問題協議会 第6回専門委員会

事業NO.	事業名	担当課	質問項目	回答
計画事業 2	「子ども月間」事業	子ども若者課	R3年度以降の取り組みの方向性には感染症対策を講じた上で、子どもたちに様々な体験ができる機会を提供するとあるが、実施内容は取り組みの周知とパネル展示だけであった。コロナが理由ならその詳細も記述してほしい。	周知活動とパネル展示以外にも、青少年育成委員会においても運動会や芋煮会などを予定していたが、コロナウイルスの拡大により中止となり実施に至らなかった。
計画事業 5	保育の質向上事業	保育課	目標（E）は実施園数でよろしいでしょうか。実施園は何園でしょうか。	実施園は、毎年区立保育園のうち2園を目標としている。どの園で実施するかは園長会で話し合い決定している。
重点事業 194	多文化共生推進事業	企画課（多文化共生推進担当）	令和2年度に学習院大学と東京都市大学と連携し外国籍住民の実態調査をし、令和3年度は調査結果の分析と公表を行ったというのが新たな取組として報告しています。調査結果は公表したけども、区の施策への反映を検討した結果はどうでしょうか。子どもに対する検討はいかがでしょうか。区の施策への反映を検討して区の施策への反映をしたかどうかの記述が抜けているのでそれが質問事項です。せっかく令和2年度で、施策の反映を検討しますといったことがどうなっているのかについて、お聞きしたいということです。あと評価をBとした理由です。令和2年度から令和3年度は令和6年度の目標値の90%の現状維持を提示しているけれども数の現状維持を提案して、なおかつBということは内容的にそれなりに達成感があったということなのかなと思われるので、特に施策との反映に対してお聞きできればということです。	<p>（1）実態調査結果の施策への反映について（特に子どもに対しての施策について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の結果、課題となっているものはいくつかあるが、大きな予算や人員を伴うものは施策への反映をすぐに行うのは困難であるため、まずは各課でできることから進めている。（実態調査の結果は、豊島区多文化共生まちづくり委員会で関係課に共有している。） ①豊島区ホームページ「外国人のための生活インフォメーション」について、利用率が約12%に留まっていることから、より多くの方に見てもらうため、豊島区ホームページのトップページの改修を行った。 ②子どもに特化した施策ではないが、外国人向けのパンフレットやチラシについては複数の言語の他、やさしい日本語による情報発信を各課において進めている。 <p>（2）B評価とした理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の目標値に対する達成度が90%である。 ・コロナ禍でも会議を中止せず、オンラインで関連団体と情報共有を行った。 ・庁内会議（多文化共生まちづくり推進委員会）において、実態調査結果や各課における課題について共有を行った。
計画事業195	日本語指導教室	教育センター	目標の性質として上昇型か現状維持かはそこは書いてもらったほうがよい。日本語能力の不十分な児童・生徒がどのくらいいるかによって目標値がずれていくので、その意味では数値上昇型とも数値維持型とも言えない部分があるからでしょうか。令和2年度には少なくとも32名の実績値と取組内容があり、評価はBですが令和2年度より3年度のほうが実績が半減しているのは日本語指導を必要とする生徒数が少なかったということですか。それは東京都が予算を減らして指導者数が減少したことが理由ですか。それともコロナで外国籍の子どもの在籍数が減少したからでしょうか。この評価がBである理由はどうしてですか。令和4年度の取り組み方向性として学校からの申請依頼に対応できるよう体制を整えるとするが今まではその体制になっていなかったということでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・目標について：学校で日本語指導教室を実施しているところもあるが、実施していない学校からの要望があれば教育センターに来てもらい、受講してもらうという事業のため、数値目標はたてていない。 ・3年度の実績が半減した理由：コロナの影響で入国制限があったため、利用する外国籍児童が減った。 ・学校からの依頼に対応できるように体制を整えることについて：従前は4月や学期の変わり目に利用が多かったが、コロナ以後は、利用者の増えるタイミングが一定ではない。しかし利用できる枠は決まっているので、急に希望が多くなった場合に対応できない可能性があり、どうしていいかを検討しておく必要がある。
計画事業197	外国籍の子どもへの学習支援	指導課	実績がないので記載してください。令和2年度、3年度の取り組み内容について英語版、中国語版のテキストの作成・活用したとあるがどこで活用しているのでしょうか。学校ですか。同じことが令和2年度と令和3年度で繰り返されていますが、評価がAですが、目標を達成できたということでしょうか。2年度、3年度とも実績が記載されていないので判断できない。実績を示していただいて評価を加えてほしいです。	<ul style="list-style-type: none"> ・3年度の実績は5回 ・英語版・中国語版テキストは外国籍の児童・生徒向け学習会で使用 ・3年度は実績が目標値に達しているためA評価とした

計画事業 198	パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成	①文化観光課 ②広報課 ③学務課 ④土木管理課	<p>・①と④は、子ども・若者総合計画の趣旨からすると、若干ここだけ違いますよね、もう少し結びつけるような書き方でないと、と思います。子ども・若者に対してどのようにしているのかを書いてほしい。</p> <p>・③は学務課で、外国人とは誰の事をいいますか。児童生徒や、保護者ですか。</p> <p>・①②は子ども向けのホームページを作ったということでしょうか。</p> <p>・計画事業198番については、外国にルーツをもつ子ども・若者への支援という視点でもう一度見直しをお願いしたい。昨年度のもの内容が変わっても構いません。</p>	<p>①子ども・若者計画における目標において「外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活していくための支援を推進」する旨記載がありますが、文化観光課では、観光目的で来日する外国人のために多言語表記の推進を図っており、定住外国人の生活支援の側面はあまりございません。外国人の生活支援については、企画課多文化共生担当が担っております。特に、子ども向けのホームページも作っておりません。</p> <p>②子どもに特化したHPではなく、外国にルーツを持つすべての方が豊島区で生活していくために必要な情報発信を行っています。</p> <p>③学務課で作成するものは保護者に向けたものとなります。</p> <p>④については、子ども・若者を含めて外国人の転入者の方全員を対象として実施している事業です。</p> <p>そのため、目標（E）及び令和4年度以降の取組の方向性（k）に「子ども・若者を含む外国人」の文言を追加いたします。</p>
計画事業 127	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】	学務課	<p>・タブレットの数は、小学校2校、中学校2校、幼稚園1園で十分に足りるのですか？豊島区全体から見ると少ないように感じます。どのようにこの数で活用しているのですか。</p> <p>・取組内容が書かれているので、目標値は立てられると思うのですが、令和3年度の目標値と実績値を書いていただきたい。</p>	<p>・日本語の習得が不十分な児童・生徒に対しては、日本語指導学級のある豊成小、池袋小、日本語指導教育教員が配置された仰高小、朋友小、西池袋中、それ以外の学校は教育センターにある日本語指導教室でカバーする体制をとっています。上記体制において、対象者が多く、かつ補強の必要が大きい豊成小、池袋小、池袋中、池袋幼稚園に重点的に配備しています。</p> <p>・目標としている「通訳サービスの周知」に関して、アンケート等の実態把握をしておらず、かつ目標値も特段設定していないため、記載できておりません。</p>
重点事業 3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子ども若者課	<p>代々木アニメーションと作成したパンフレットは、これまでのものと比べると手に取りやすいですが、パンフレットだけでは理解は進まないと思います。</p> <p>様々な場面で子どもの権利に関して触れ、理解を深めていくことが大切だと思います。</p> <p>その点で重点事業No.3において主管課評価がCのままでは、計画事業No.4の評価がCからBになっているのは大きく改善されたとは言えず、今後どう進めていくのか大きな課題だと考えます。</p>	<p>「子どもの権利」の理解の普及・啓発の取組として令和2年度に作成した「学習用パンフレット」の利用について、令和3年度に区立小学校に調査をしたところ、全校で利用されていることがわかりました。</p> <p>この他、区の職員が学校の授業の中で「子どもの権利」について紹介をする出前講座や、子どもの権利擁護委員による小学校への出前講座など学校と連携し、子どもの権利に触れる場面を創出し、身近なものになるように検討していきたいと考えています。</p>
重点事業 11	中高生センターの運営	子ども若者課	<p>中高生の居場所として、区内2か所しかない中高生センタージャンプ東池袋が、改修により目標値の見直しがあるようですが、代替施設ができるもの、民間賃貸物件では規模も縮小されます。</p> <p>この終わりの見えないコロナ禍で、子どもの居場所の確保は既存施設だけでなく、また高校卒業後（18歳以降）の居場所をつくるなど、さらなる支援策の充実が必要と考えます。</p>	<p>ジャンプ東池袋は令和6年1月まで約1年5カ月の間、仮施設での開館となりますが、現施設で要望の高いものが仮施設でも使用可能となり、開館時間も変更はありません。来館時に声掛けや館内掲示、HPやSNS等の掲載等により、中高生の居場所として仮施設を運営することを周知しています。また、中高生・若者の相談業務も引き続き実施して参ります。</p>